**～ 生涯、自分らしく生きるとは？～**

成年後見制度のご案内

**行政書士谷垣事務所**

**行政書士谷垣征和**

**成年後見制度のご案内**

**はじめに**

 **事理弁識能力について**

　事理弁識能力という言葉があります。
　これは、ものの道理や物事の結果などを理解し、自分で有効な意思表示ができる能力のことを指します。見たり、聞いたり、経験したことについて、自分で考え、判断して行動することができる力とも言えます。この「事理弁識能力」が失われる、または不十分な状態になると、自分で判断して行動することが難しくなります。
　私たちは普段健康に生活を送っているときは、自分の「事理弁識能力」を意識することはありません。でも、将来において自分の判断力が失われるときが、いつか来るかもしれないことは、想定しておく必要があります。なぜなら、それは誰にでも起こりうることだからです。

**「認知症」の増加**

　「認知症」と診断される高齢者の方の割合は年々増加しています。２０２０年の統計では、６５歳以上の方の実に約１８％の方が認知症と診断されており、今後２０２５年には20％、65歳以上の方の5人に1人にあたる人が診断されるという予測があります。

　自分の身に置き換えて考えてみることももちろんですが、それだけでなく、自分の回りの大切な人のことをも普段から考えていく必要がありそうです。

　平均寿命が延び、より加速する高齢化社会。もし、自分が認知症になったらどうすればよいのでしょうか。今から将来に備えて、何かできることはあるのでしょうか。
　昨今、**成年後見制度**という言葉を耳にすることが多くなりました。この制度は、もしものときの不安を解決する一つの手立てになりうる制度です。

　成年後見制度には、次の２種類の制度があります。

**成年後見制度の種類**

1. **法定後見制度**

　ご本人様が、現在すでに判断能力が低下しており、すぐに支援が必要な時に、申立人が家庭裁判所に申立書及び必要書類を提出することで行います。

（申立人・・・本人、配偶者、四親等内の親族等）

**①　法定後見の３類型**

成年後見・・・事理を弁識する能力が著しく欠く状況にある者

補佐・・・事理を弁識する能力が著しく不十分である者

補助・・・事理を弁識する能力が不十分である者

**②　後見人等の選任**

　本人の生活を実際にサポートしていく人を３つの類型ごとに、後見人、保佐人、補助人と呼びます。誰を選任するのかについて、申し立ての手続きに候補者を記載することはできますが、希望が通るとは限りません。最終的には、諸事情を考慮したうえで家庭裁判所が決定します。

**③　後見人等に与えられる権限**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 代理権 | 取消権 | 同意権 |
| 成年後見 | 〇 | 〇（日用品購入以外） | × |
| 補佐 | △（本人の同意が必要、申立てにより家庭裁判所が必要と定めたもの） | △（重要な法律行為のみ） | △（重要な法律行為のみ） |
| 補助 | △（本人の同意が必要、申立てにより家庭裁判所が必要と定めたもの） | △（本人の同意必要、申立てにより、家庭裁判所が必要と定めたもの） | △（本人の同意必要、申立てにより、家庭裁判所が必要と定めたもの） |

〇制度利用までの流れ

（書類提出まで）

医師の診断→親族間の意思疎通→後見人候補者の決定→必要書類収集と財産調査、目録の作成→申立書作成

（書類提出後）

本人・申立人調査（面接）・鑑定→審判→登記（約３～４か月）→法定後見開始

**法定後見制度の利用に必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 申立書 | 本人や申立人の住所・氏名、類型の選択、申し立ての理由や動機などを書く書類です。 |
| 代理行為目録 | 補佐、補助用。財産の管理や相続、身上保護関係について、どのような行為に代理権を付与するかを記入するものです。 |
| 同意行為目録 | 補助用。どのような行為に同意権を付与するかを記入するものです。 |
| 同意書 | 補佐、補助用。保佐人、補助人に代理権・取消権・同意権を付与することを同意する書類です。 |
| 申立事情説明書 | 本人の生活の場所、生活状況、家族関係、病歴などを記入します。 |
| 親族関係図 | 本人の親族や推定相続人について表した図です。 |
| 親族の意見書 | 本人の親族が後見・補佐・補助を開始することなどについて、意見を聞くものです。 |
| 後見人等候補者事情説明書 | 後見人（保佐人・補助人）の候補者の生活状況について記入するものです。 |
| 本人情報シート | 福祉関係の方に記入してもらう本人の情報シートです。 |
| 診断書 | 医師による診断書です。本人の状況をよく知る、かかりつけの医師に書いてもらうのご望ましいです。 |
| 財産目録 | 本人の預貯金、有価証券、不動産等について記入します。 |
| 登記されていないことの証明書 | 本人に後見人等がついていないことを証明する書類です。法務局で申請します。 |
| 収支予定表 | 本人の定期的な収入、支出の状況を表したものです。 |
| 申立人、本人の戸籍謄本 | 本籍地の市町村役場で申請します。 |
| 候補者、本人の住民票 | 住民登録をしている市町村役場で申請します。 |
| 本人の財産・健康状況を証明する書類 | 預貯金通帳、保険証書、不動産の登記簿謄本、固定資産評価証明書、確定申告書の控え、水道光熱費・家賃の領収書、本人の健康に関する資料（療育手帳、介護保険被保険者証）など |

1. **任意後見制度**

　ご本人様が、契約に必要な判断能力を有しているうちに、受任者に対し、判断能力が不十分になったときにおける自己の生活、療養看護、財産管理等に関する事務手続きを委任する契約を結ぶものです。

　実際には、ご本人様の判断力が低下したとき、申立人が家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てをすることで行います。

　法定後見制度との大きな違いは、後見人を本人が自分で自由に決められることにあります。法定後見制度の方は、一応申立人が候補者を決めて申立てますが、いろいろな事情を考慮して適切と思われる人を家庭裁判所が決めます。

　一方、任意後見制度の場合は、あくまでご本人様と将来後見人になる人との「契約」ですから、なってもらいたい人をご本人様が選ぶことができます。将来のために、後見人を自分で決めておくというのが、この「任意後見制度」の大きな特長です。

　後見の開始自体は判断能力が低下したときから始まるため、契約の時期はそれまでの間であれば、いつでも良いことになります。むしろ、ご本人様がきちんと判断できるときにこそ任せられる人を探して、納得したうえで契約することが望まれます。

　任意後見開始までの大まかな流れは次のようなものです。

〇制度利用までの流れ

①契約内容を決める

③任意後見人となる人を探す

④話し合い、契約したい内容の確認、必要書類集め

⑤公証役場にて契約

⑥（後見を開始すべき状況になったとき）

後見人となる人等が家庭裁判所に申立て

⑦家庭裁判所による任意後見監督人の決定

⑧後見の開始

****①相談する****

　任意後見制度を正しく知り、有効に利用するためには、まずは相談し、説明を聞くことから始まります。わからないところは質問し、納得したうえで自分に必要なことは何かを探していく必要があります。少しでも将来に対する不安を解消するために、大切なことは何か、じっくり考える必要があります。そのためにも、親身になって相談できる相手を探しましょう。

**②契約内容**

　一口に任意後見といっても、それぞれの状況や何を必要とするかによって、契約内容は変わります。また、後見人にもできることとできないことがあります。法定後見とは違い、任意代理人には取消権や同意権はなく、代理権しかありません。本人のした行為について、「取り消す」ことはできないのです。

　ほかにも、身の回りの介護や病気やけがをした時の手術の同意などは後見人には委任できません。財務管理や身上保護の面から本人のために手続きをするのが主な仕事となります。

　任意後見について知ったうえで、任意後見を上手に利用したいものです。

　何をどこまで任せるのかについても、詳しい人と相談しながら決めていくとよいでしょう。契約内容の詳細については、このサイトでも別の項目で説明いたします。

**③任意後見人となる人を選ぶ**

　任意後見制度を利用するにあたり、これがもっとも大切な部分です。大切な財産を管理してもらう相手ですから、信頼のおける相手を選ぶのはもちろん、責任をもって最後まで継続して役目を果たしてくれる人でなければ、安心して任せることはできません。

　親族が任意後見人となる場合も多いです。心情的な部分から、自分の身近な人にお願いすることを望む人も多いでしょう。ただ、後見人の仕事というのは、日常の生活費の管理から医療関係の手続き、保険関係の手続き、各種料金の支払いや年金などの収入の確認、家庭裁判所の選任する後見監督人への報告書の作成など非常に多岐に渡ります。

　引き受ける気持ちはあっても、自分や家族との生活も大切にしながら後見人の仕事をもこなしていくことが本当に可能なのか、後見人としての仕事をしっかり理解したうえで判断することが望まれます。

**④話し合い**

　任意後見の候補者が決まったら、お互いによく話し合い、契約内容や今後の手続きの進め方について確認することが大切です。任意後見の場合、後見の仕事はすぐに始まりません。なぜなら、本人の判断能力が低下したときに初めて裁判所に申し出をし、後見監督人が選任されてからが仕事の開始だからです。任意後見人となる予定の人には、契約後も本人の状況をよく確認し、変化に気づけるようにしてもらいます。契約後の心構えをもってもらうためにも、契約までにしっかりと話し合いの場をもった方がよいでしょう。

必要書類を集める

　お互いに納得のうえ、契約に向かう準備ができたら、必要な書類集めです。これは、本人の戸籍謄本や住民票、印鑑証明書、後見人となる人の住民票や印鑑証明書などです。委任状があれば、本人でなくても取れますが、専門家に頼めばすべて揃えてもらえます。

**⑤公証役場で契約**

　契約の意思が固まったら、公証役場と打ち合わせをして予約を取ります。予約をした日に本人、後見人となる人が出向いて契約します。前述した通り、契約をしてもすぐには後見の仕事は始まりません。後見をするための準備ととらえてください。正式に始まるのは、本人の状況が変わり、後見が必要となったときに申立てをし、後見監督人が選任されてからです。

**⑥～⑦申立て、後見監督人の決定、後見開始**

　「後見監督人選任の申立て」は、本人、配偶者、四親等内の親族、または任意後見受任者（後見人となる人）が、必要書類を提出して行います。後見監督人が決まれば、後見の仕事が始まります。

**成年後見人の仕事**

１．身上監護

　ホームヘルパーの派遣、かかりつけ医の往診や訪問看護サービスの依頼、入浴サービスの申込み、デイサービス等の申込みや送迎の手配、給食や配食の段取り等の介護契約や医療・福祉サービス利用契約の締結、それぞれの契約がきちんと守られてるかどうかの見守り、介護保険の要介護認定の申請や異議申立て、ケアプランに対する同意、利用したサービスに対する費用の支払い等。

２．財産管理

　不動産の売買、賃貸借、預貯金の管理、貸金庫・信託・証券取引、地代・家賃の支払・受領、年金等給付金の請求・受領、保険料・公共料金の支払、遺産分割の協議、遺留分侵害額請求等。

**成年後見制度と同時に契約される制度**

**１．見守り契約**

　主な目的は、契約をしてから後見が始まるまでの間、ご本人様を日頃から見守り、連絡を取ったり、実際に会ったりすることでご本人様の変化に即座に気づくことにあります。変化に気づくことで、医師の診断を仰ぎ、任意後見をスタートすることになります。

　週に一度ご本人様に電話をかけて様子を聞いたり、訪問したりすることで確認します。

**２．財産管理等委任契約**

　ご本人様にまだ判断力の低下がみられず、生活に必要な判断はできるものの、例えば足腰が弱くなり自分の足で歩き回ることが困難になったとか、病院に入院して寝たきりになったとかいった場合にご本人様に代わり財産の管理や、生活に必要な手続きを行うことを契約するものです。

　契約内容をいつから開始するのかは、ご本人様の判断で決めることができます。

**３．死後事務契約**

　ご本人様が亡くなったときにその後の事務を代わりに行う契約です。お葬式の手配、行政機関への届出、医療機関・介護施設への費用の支払い等が挙げられます。

**当事務所でご契約いただいた場合**

**成年後見業務の流れ**

**面談の日時を決める**

**事務所にて面談（出張も可能、無料）**

**ご依頼ただくかどうか、ご検討いただく
（お返事は、後日で結構です）**

**ご依頼いただけた場合には、今後の詳しい日程のご説明**

**（報酬の一時金をいただきます）**

**書類収集と作成
（しばらくお日にちをいただきます）**

**進捗状況について、お電話にてご連絡させていただきます
（ここで残りの報酬、実費をいただきます）**

**法定後見であれば申立て、任意後見、財産管理等委任契約、見守り契約であれば公正役場で契約**

**任意後見、財産管理等委任契約であれば事案の発生から、見守り契約はすぐに業務開始**

**料金について**

**成年後見書類作成手数料・後見業務料金**

|  |  |
| --- | --- |
| **法定後見制度利用サポート** | １２０，０００円～ |
| **見守り契約** | １２，０００円／月（書類作成１５，０００円） |
| **財産管理委任契約** | ３４，０００円／月（書類作成費用３５，０００円） |
| **任意後見人業務** | ３４，０００円／月（書類作成費用１００，０００円） |
| **死後事務委託契約書作成** | ６５，０００円～ |

|  |  |
| --- | --- |
| **法定後見手続にかかる経費** | **任意後見手続にかかる経費** |
| 戸籍謄本（１通４５０円×枚数） | 公正証書作成11,000円～ |
| 住民票（１通３００円×枚数） | 登記嘱託手数料1,400円 |
| 医師の診断書（5000円～１万円） | 印紙代（2,600円） |
| 登記されていないことの証明書（１通３００円） | 書留郵便料（540円～） |
| 家庭裁判所への申立て費用（約7,000円～10,000円） | 正本・謄本の作成手数料（1枚250円×枚数） |
| 鑑定が必要な場合の鑑定費（50,000円～100,000円） | 行政書士マーク２**行政書士　谷垣事務所** |
| 後見人に支払う報酬（20,000円／月～） |

**後見手続経費**